

令和8年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和8年6月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和８年度第３回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和８年６月１２日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和８年６月２５日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和８年６月２５日 １３時３０分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和８年６月２５日 １３時５６分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 １８名 欠 席 １名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	１	小山田 和 義	○	１１	竹 田 和 夫	○
	２	國 司 功	▲	１２	大 森 直 子	○
	３	高 橋 栄 光	○	１３	田 村 昭 雄	○
	４	竹 田 憲 治	○	１４	中 村 一 彦	○
	５	齊 藤 由希子	○	１５	三 浦 隆	○
	６	古 川 美枝子	○	１６	工 藤 嘉 充	○
	７	向久保 勉	○	１７	伊 藤 始	○
	８	熊 澤 威 人	○	１８	松 村 勝 彦	○
	９	元 木 昭 彦	○	１９	三 浦 美恵子	○
	１０	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 9 番	元 木 昭 彦	議席番号 10 番	阿 部 正 光
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	高 橋 誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	佐々木 桂		
	農地調整係長	松 尾 竜 也		
	農地調整係主任	恩 賀 ひとみ		
	農地調整係主事	野 沢 雄 喜		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号2番 國司功委員仕事のためと連絡をいただいております。

以上1名の欠席となっており、出席委員数は19名中18名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和8年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号9番 元木昭彦委員と議席番号10番 阿部正光委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

事務局（佐々木事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。第3回運営委員会報告をいたします。ご覧いただいております次第のとおり、2項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡の概要説明をいたします。

次のページの左上に記載してございます。

（1）令和8年6月以降の主な会議 行事等日程について

（2）令和8年度第3回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。協議内容の概要説明をいたします。

(1) 次回運営委員会の開催時間についてですが、7月10日午前9時00分からとなりました。

(2) 令和8年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について、4ページの下側に太字で記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の協議事項で事務局から説明を行う事としております。

続きまして、(3) 令和8年度先進地視察研修の実施について、5ページの上段に太字で記載した通りとなりましたが、本日の農業委員会議の報告・連絡事項で改めてご報告いたします。

5情報提供等となります。運営委員より1件の意見が出され、運営委員の間で意見交換が行われました。また、運営委員から1件の質問が出され、事務局が情報提供を行っております。なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和8年度第3回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和8年6月25日 委員長(会長) 三浦 美恵子

以上となります。

議長(三浦会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(三浦会長)

ないようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局(松尾農地調整係長)

それでは、総会資料の7ページをご覧ください。

令和8年5月25日から令和8年6月24日までの業務報告をさせていただきます。

まる1番からまる2は先月の総会内容、まる3番は4月の総会内容となります。まる4番はこの1ヶ月の相続人変更の申請の数です。

次に、まる5番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は6月16日の火曜日でございます、6件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の7番委員 向久保 勉 委員、農業委員の9番委員 元木 昭彦 委員、推進委員の西根北地区の3番委員 田村 光幸 委員、推進委員の松尾地区の5番委員 高橋 栄悦 委員、推進委員の安代地区の3番 委員 三浦 義春委員の5名でございます。

事務局からは私と野沢主事の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる6番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和8年5月16日から令和8年6月15日までの間で、貸付・売渡希望のあっせんは3件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号・氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページから 3 ページをご覧ください。今月の申請は 4 件です。

関係資料 1 ページにあります審査項目一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号 1：大更第 19 地割 198 番地-1、田、254 m²です。贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡 人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号 2：松尾寄木第 29 地割 75-1、田、3,170 m²です。売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号 3：野駄第 3 地割 198、田、773 m²を含む 5 筆、4,501 m²です。贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号 4：山岸 15-1、畑、407 m²を含む 2 筆、765 m²です。贈与による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は水稻育苗及び牧草を作付予定です。

次の 3 ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員、田村光幸委員にお願いいたします。

農地利用最適化推進委員（田村光幸委員）

はい。推進委員の平舘の田村光幸です。報告をいたします。

農地法第3条から報告をいたします。

1番、位置は、寄木小学校から南西へ約1.0km以内に点在しています。現況は、水稻が作付されておりました。

ナンバー2、位置は、岩手山サービスエリアから北へ約1.0kmの地点です。現況は、自己保全されております。

ナンバー3、位置は、松尾八幡平インターチェンジから西へ約1.5kmの地点です。いわゆる中沢地区でございました。現況は、水稻が作付されております。

ナンバー4、位置は、安代インターチェンジから北東へ約4.3kmの地点です。浄法寺線から右に入った中佐井という地区でございます。現況は、保全されておりました。

総合判断といたしまして、いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上でございます。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 2 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。
事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 6 ページをご覧ください。今月の申請は 2 件です。

関係資料 3 ページ以降にあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号 1：平館第 14 地割 11、田、70 m²を含む 2 筆、373 m²です。現況は、原野化しています。

申請者は、相続により土地を取得しましたが、耕作できずに平成元年頃から放置していたということです。

申請番号 2：野駄第 21 地割 101-1、畑、205 m²です。現況は、住宅敷地として利用されています。

申請者は、隣接地する居宅と一体的に利用していたことから、畑という認識がなく、昭和 57 年頃から放置していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員、田村光幸委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（田村光幸委員）

報告をいたします。

ナンバー 1、場所は八幡平市役所から北東へ約 500m 以内に点在しております。市道樺沢線のその製材所の脇を入って行きますと赤川橋がございますけれども、その両脇の場所がございます。これは低位置のために昭和時代の区画整備事業除外地として残された土地でございます。現況は、原野としております。

ナンバー 2、位置は八幡平市役所から西へ約 400m の地点です。駐車場を出ますと市道がありますけれども、すぐその脇でございます。現況は、住宅敷地となっております。

総合判断といたしまして、いずれの土地も、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。

以上でございます。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページから11ページをご覧ください。

今月の申請は、賃貸借権設定8件、使用貸借権設定11件の合計19件で、全件新規の申請です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1～5番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号6番～7番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号8番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号9番～16番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号17番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号18番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号19番は、安代地区に係る申請です。

以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する

「議事の参与制限」に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 19 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 10 番阿部正光委員の退席を求めます。

(10 番 阿部正光 委員 退席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 19 番の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 19 番を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、申請番号 19 番については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 10 番阿部正光委員の着席を求めます。

(10 番 阿部正光 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 19 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 19 番を除く議案第 3 号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号 19 番を除く議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 4 号『令和 8 年度八幡平市農業委員会活動計画について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 4 号「令和 8 年度八幡平市農業委員会活動計画について」を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木事務局長補佐）

議案第 4 号の説明をさせていただきます。

ただいま、ご説明申し上げる内容につきましては、令和 8 年 5 月 25 日の第 2 回農業委員会議におきまして、今年度の活動計画案として、ご決定をいただいたものになります。

それでは、活動計画案の内容について説明をいたします。

15 ページをお開きください。ローマ数字Ⅰの基本方針でございます。

令和 8 年度の基本方針ですが、「食料・農業・農村基本法」の改正を受けまして、前段の書き出しについて見直しをしております。

次のページですが、ローマ数字Ⅱの実施計画になります。

1 の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成 30 年 9 月以降に開催をしている「総会、運営委員会等」となっており、続きまして 2 の研修、3 の国・県関係機関団体との連携になります。

2 の研修につきましては、これまで表現が重複していた部分を説明文として書き出し、その下に研修の種類 3 つを表記する形に変更しております。

そのほかにつきましては、前年度の実施計画と変更はございません。

17 ページをお開きください。4 の主な業務等になります。

基本方針にも記載しておりますが、（１）法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係等の透明性を確保し、公平、公正に実施をすることとしております。

続きまして、（２）促進事務につきましては、このページから 19 ページにわたりまして、まる 1 番からまる 9 番までそれぞれの業務を記載しております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。

これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第4号「令和8年度八幡平市農業委員会活動計画について」は、原案のとおり決定いたしました。

5 閉会（13時56分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（高橋事務局長）

ご起立願います。

相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

ありがとうございました。ご苦勞様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月25日

会 長 _____

9 番委員 _____

10 番委員 _____

令和 8 年度

第 3 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - （1） 第 3 回運営委員会報告
 - （2） 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 - 議案第 4 号 令和 8 年度八幡平市農業委員会活動計画について
- 5 閉 会